様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和８年　５月　２０日

茨城県知事　　大井川　和彦　殿

提出者
住　　所　茨城県古河市丘里７
氏　　名　ヤマザキビスケット株式会社
古河事業所
執行役員古河事業所長 塚田倫行
電話番号　０２８０－９８－２１１１

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

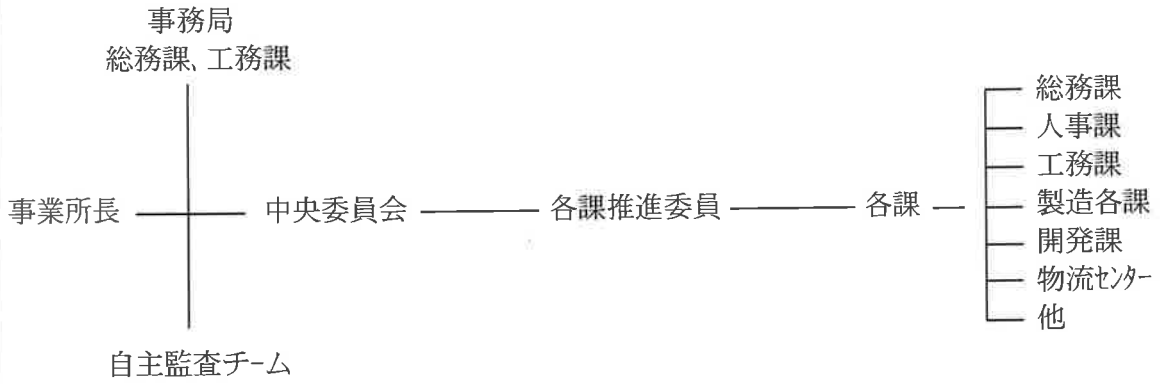
事業場の名称	ヤマザキビスケット株式会社　古河事業所
事業場の所在地	茨城県古河市丘里７
計画期間	令和８年４月１日～令和９年３月３１日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	０９　食料品製造業
②事業の規模	前年度製造品出荷額　42,210,363千円
③従業員数	８９６人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

（日本工業規格Ａ列４番）

茨城県

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥（有機）	動植物性残渣	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	汚泥（無機）
排　出　量	4,733ｔ	1,108ｔ	485ｔ	538ｔ

（これまでに実施した取組）

製造現場での提案制度活用等による原料ロス（動植物性残渣）削減
バチルス菌等の活用による処理能力向上及び汚泥減容
動植物性残渣分別による有償物化（1,333ｔ）
廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類分別による有償物化（685ｔ）

② 計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥（有機）	動植物性残渣	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	汚泥（無機）
排　出　量	4,260ｔ	1,000ｔ	430ｔ	480ｔ

（今後実施する予定の取組）

排水処理場曝気槽循環ポンプ増設による処理能力向上及び汚泥減容
汚泥脱水機更新による脱水効率向上

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 回収業者別で専用コンテナ等を設置し、各課においても専用箱を設置
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 汚泥以外は、分別の結果として有償物が多いことを知らしめてモチベーションを持続

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥（有機）	動植物性残渣	廃プラスチック類	汚泥（無機）
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

特になし

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥（有機）	動植物性残渣	廃プラスチック類	汚泥（無機）
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）

特になし

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥（有機）	動植物性残渣	廃プラスチック類	汚泥（無機）
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	4,023 t	0 t	0 t	441 t

（これまでに実施した取組）

バチルス菌の活用による処理能力向上及び汚泥減容

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥（有機）	動植物性残渣	廃プラスチック類	汚泥（無機）
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	3,620 t	0 t	0 t	400 t

（今後実施する予定の取組）

汚泥脱水機の更新工事検討

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥（有機）	動植物性残渣	廃プラスチック類	汚泥（無機）
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

特になし

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥（有機）	動植物性残渣	廃プラスチック類	汚泥（無機）
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）

特になし

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状

【前年度（令和７年度）実績】

産業廃棄物の種類	汚泥（有機）	動植物性残渣	廃プラスチック類	汚泥（無機）
全処理委託量	710 t	1,108 t	485 t	97 t
優良認定処理業者への処理委託量	365 t	284 t	21 t	50 t
再生利用業者への処理委託量	710 t	1,108 t	463 t	97 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）

法律遵守や社会的責任を果たすことが可能でかつ安価である業者を選定し、書面による契約を実施

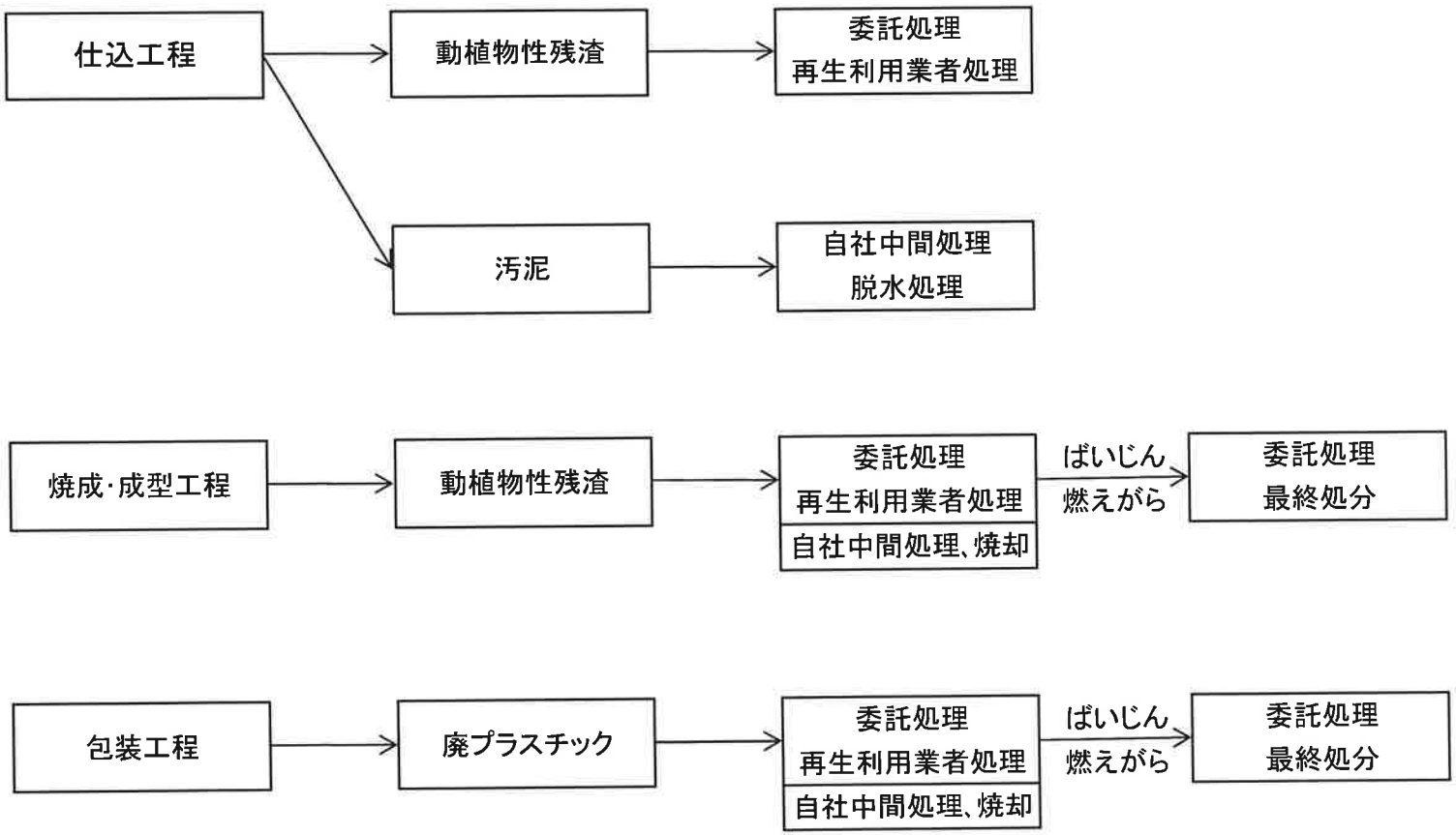
	②計画	【目標】

産業廃棄物の種類	汚泥（有機）	動植物性残渣	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	汚泥（無機）
全処理委託量	640 t	1,000 t	440 t	90 t
優良認定処理業者への処理委託量	330 t	250 t	19 t	45 t
再生利用業者への処理委託量	640 t	1,000 t	440 t	90 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）

可能な限り優良認定処理業者から委託先を選定する。
また、再生利用、熱回収が可能な廃棄物については、再生利用業者
熱回収業者へ処理を委託する。
委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。

※事務処理欄	



産業廃棄物の一連の処理の工程

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2　当該年度の6月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。